

第1章 計画の目的・性格・期間

1 計画策定の目的

わが国の合計特殊出生率は低下傾向が続いており、出生数も減少傾向が続いています。少子化は、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題をはじめ、社会の活力の低下などさまざまな影響が懸念されています。出生率の低下の背景として、晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新たな現象が顕在化し、少子化が加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」(平成11年)を受け、「新エンゼルプラン」(重点的に実施すべき対策の具体的実施計画)を策定したのに続き、平成14年には少子化の加速への対応として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の「子育てと仕事の両立支援」を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など、「子育ての社会化」の必要性を提起しました。平成15年には国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課した「少子化社会対策基本法」とともに、「次世代育成支援対策推進法」(10年間の時限立法)が制定しました。「次世代育成支援対策推進法」には「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、市町村や都道府県並びに企業に行動計画の策定を義務づけています。

このような流れを受けて、本町においても従来の子育てと仕事の両立支援を中心とする施策に加えて、「子育ての社会化」に向けての取組みが求められています。そこで本町では、子育てに直接関わる親・家庭をはじめ、地域、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にしながら、相互に連携して、子育て支援に取り組むことができるよう「大淀町次世代育成支援行動計画」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその親・家庭と地域、企業、行政等を対象としています。

また、この計画は「大淀町総合計画」をはじめ関連する他の計画とも調和が保たれたものとして策定します。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、前期5年・後期5年の計10年間の計画で、本計画は、前計画の平成17(2005)年から平成22(2010)年3月までの5年を計画期間とします。なお、平成21年度末までに内容を見直し、後期計画(平成22(2010)年度から平成26(2014)年度)を策定します。